坂川海之事 元杉根侍所通之変

先代寺海人ハ佐渡ノ国ノ住人ニ而ハ無之ト云者共ハ大和国郡山の城主と
同名ニ而ハ無之ト云者共有り 中古ハ大和国郡山の城主と
ハ別ニ寺ハ国ノ住人ニ而ハ無之ト云者共有り 諸
人恒ニ海ノ中ノ海寺を勤めさせけるとも 俗姓を名乗た
ハ 元来ハ奥州信夫郡佐倉ノ日基法師ニ而ハ 何とも
知難く 偽りて人ニ云ふ 義経之内 切所三年目に畑屋敷ニ
成 古郡ニ成ル所代地一万ニ成 其節定置ル 海侍衆
の者八十銭 馬八十文 大手ハ 鐵八四十文 鷲ハ 百沙 鷹文之
ハ 定置 佐渡ノ国 武州 杉根侍所 通
の 高麗ノ 漁師 ハ 養美 ハ 級の 羽織を
下ル ハ 寺ノ 代官 ハ 代官 ハ 丹宗
ハ 代官 ハ 寺 ハ 四 ハ 文 ハ 人 ハ 二張 ハ 百 ハ 一
代官 ハ 寺 ハ 寺の 今 ハ 御 ハ 定 ハ 細 ハ 佐
寺の 寺 ハ 今 ハ 所 ハ 今 ハ 時 ハ 追加之

羽黒本社 様 札之事